

平成26年度 第1回越前町地域公共交通会議

日時：平成26年5月16日(金)

午後2時から

場所：越前町役場 別館2階大会議室

会 議 次 第

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 委嘱状の交付（任期 H26.4～H28.3）
4. 説明事項
越前町地域公共交通会議の役割について
5. 協議事項
 - (1) 会長および副会長の選任について
 - (2) コミュニティバス停留所の新設について（報告）
 - (3) 平成25年度コミュニティバスおよび路線バスの状況について
 - (4) 越前町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
（地域公共交通確保維持改善事業 H26年6月末提出予定）
6. その他
7. 閉会

越前町地域公共交通会議委員名簿

任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

(敬称略)

NO.	役職名等	氏名	越前町地域公共交通会議設置要綱			
1	越前町長	内藤 俊三	第3条第2項第1号	越前町長又はその指名する者		
2	福井県 交通まちづくり課長	堂 阪 司	第3条第2項第2号	福井県知事又はその指名する者		
3	京福バス(株)部長	矢 部 良 智	第3条第2項第3号	一般乗合旅客自動車運送事業者		
4	(社)福井県バス協会理事 福井鉄道(株)常務取締役	梅 沢 順 一	第3条第2項第3号 ・第4号	(社)福井県バス協会 一般乗合旅客自動車運送事業者		
5	(社)福井県 タクシー協会理事	武 内 隆 敏	第3条第2項第5号	(社)福井県タクシー協会		
6	朝日地区	遠 矢 東 洲	第3条第2項第6号	住民又は利用者の代表		
7		富 山 英 美 子				
8	宮崎地区	西 野 千 信				
9		木 下 清 子				
10	越前地区	島 絹 代				
11		三 木 実				
12	織田地区	小 柳 千 代				
13		河 原 紀 夫				
14	中部運輸局福井運輸支局 首席運輸企画専門官	柴 田 治 美			第3条第2項第7号	福井運輸支局長又はその指名する者
15	福井県交通運輸産業 労働組合協議会幹事	為 沢 和 憲			第3条第2項第8号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
16	越前町議会総務文教厚生 常任委員会委員	青 柳 良 彦	第3条第2項第9号	学識経験者その他の交通会議が必要と認める者		
17	越前町 身体障害者協会長	吉 村 春 男				
18	福井県立大学 経済学部准教授	浅 沼 美 忠				
19	鯖江警察署交通課長	加 藤 浩 美				
20	福井県丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 管理用地課長	田 辺 晋 一 朗				

○越前町地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月30日訓令第10号

改正 平成22年3月25日訓令第5号

平成23年3月25日訓令第7号

平成24年10月31日訓令第28号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、越前町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 越前町長又はその指名する者
- (2) 福井県知事又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人福井県バス協会
- (5) 社団法人福井県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 福井運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。

(協議が調った事項の軽微な変更等)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げる軽微な変更等は、交通会議での協議を省略することができる。

- (1) 停留所の名称の変更
 - (2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、廃止、位置変更等
 - (3) 停留所の新設、廃止を伴わないルートの変更
 - (4) 第2号又は前号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正
- 2 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成22年3月25日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月31日訓令第28号）

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

コミュニティバス停留所の新設について（報告）

【朝日地区巡回ルート】

1. 乙坂西停留所の新設 乙坂地係

地域住民のからの要望及び利便性向上のため、平成25年6月3日、乙坂区西側に乙坂西停留所を新設した。停留所位置は、現在の系統を確保しつつ利便を高めるために現行の路線上に設置する。停留所の新設に伴う前後停留所の時刻は変更しない。

2. 中山停留所の新設 上糸生地係

地域住民のからの要望及び利便性向上のため、平成25年9月16日、上糸生区西側に中山停留所を新設した。停留所位置は、現在の系統を確保しつつ利便を高めるために現行の路線上に設置する。停留所の新設に伴う前後停留所の時刻は変更しない。

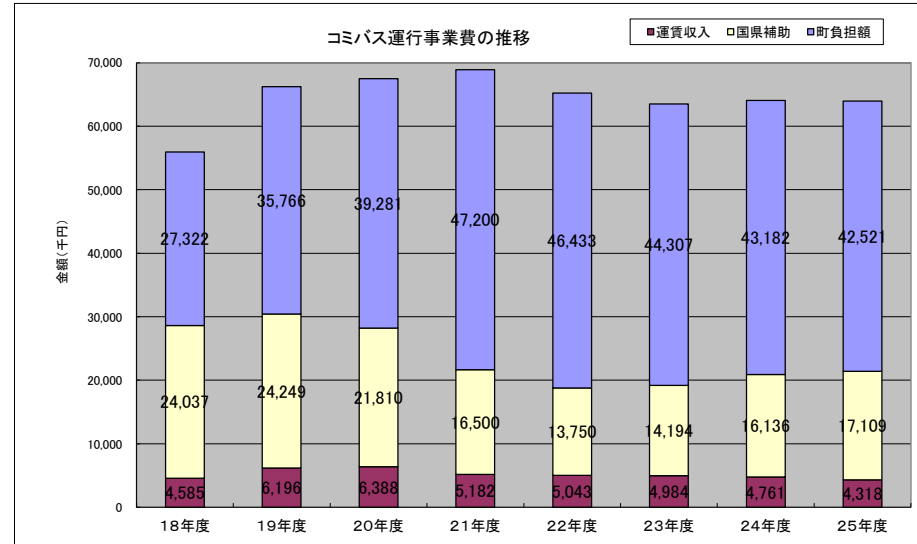
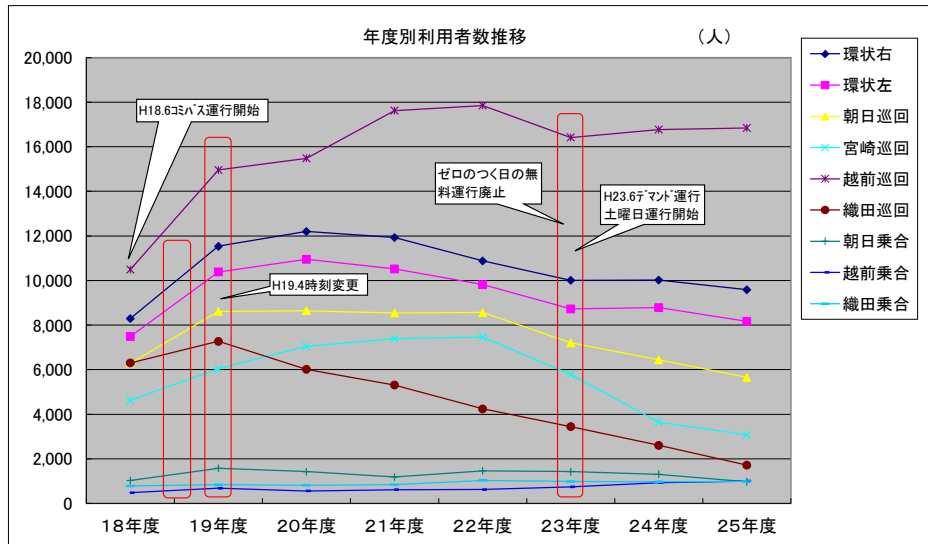
コミュニティバスの状況

ルートごとの利用者数の推移

(単位:人)

ルート	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	平成24年度 (307日間)											24年度	平成25年度 (308日間)											25年度		
	203日間	254日間	256日間	257日間	257日間	299日間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
							(25日)	(27日)	(26日)	(26日)	(27日)	(25日)	(27日)	(26日)	(24日)	(24日)	(24日)	(26日)	(307日)	(26日)	(27日)	(25日)	(27日)	(27日)	(25日)	(27日)	(26日)	(24日)	(24日)	(24日)	(26日)	(308日)
環状 右	8,290	11,536	12,200	11,926	10,881	10,011	839	959	829	797	893	770	923	844	766	784	827	787	10,018	917	902	776	775	810	824	813	790	761	743	734	739	9,584
環状 左	7,486	10,386	10,952	10,519	9,815	8,724	747	792	742	776	755	687	834	724	651	669	707	700	8,784	763	727	633	702	705	658	704	685	635	675	655	630	8,172
朝日巡回	6,289	8,609	8,648	8,543	8,565	7,201	573	598	478	583	532	490	597	531	543	473	524	519	6,441	560	502	467	550	517	471	536	455	485	395	322	388	5,648
宮崎巡回	4,632	6,040	7,048	7,388	7,463	5,789	384	366	380	377	292	251	301	306	218	269	255	249	3,648	265	256	226	289	279	236	247	238	251	282	268	239	3,076
越前巡回	10,491	14,959	15,485	17,623	17,854	16,419	1,393	1,338	1,352	1,417	1,509	1,387	1,523	1,442	1,464	1,267	1,369	1,315	16,776	1,423	1,425	1,307	1,422	1,349	1,421	1,478	1,409	1,359	1,384	1,390	1,477	16,844
織田巡回	6,298	7,270	6,014	5,310	4,241	3,445	245	203	229	233	227	221	278	215	213	210	190	140	2,604	178	148	131	119	111	118	134	153	154	186	157	129	1,718
朝日乗り合い	1,026	1,579	1,425	1,180	1,460	1,425	109	132	122	131	130	109	120	106	106	68	89	85	1,307	111	113	71	95	91	89	98	80	61	51	56	54	970
越前乗り合い	481	677	559	617	622	743	69	59	76	90	87	71	72	82	77	69	95	83	930	99	108	77	95	79	88	69	78	65	72	90	83	1,003
織田乗り合い	784	835	815	844	1,034	980	74	85	77	90	66	81	93	89	85	68	80	81	969	85	84	61	95	71	81	93	77	87	91	78	80	983
合計	45,777	61,891	63,146	63,950	61,935	54,737	4,433	4,532	4,285	4,494	4,491	4,067	4,741	4,339	4,123	3,877	4,136	3,959	51,477	4,401	4,265	3,749	4,142	4,012	3,986	4,172	3,965	3,858	3,879	3,750	3,819	47,998

∞



路線バスの状況

ア 平均乗車密度と路線バス維持支援補助金

<京福バス>

路線名	起点～終点	平成 24 年度 (H23. 10～H24. 9)		平成 25 年度 (H24. 10～H25. 9)		比較増減 (25 年度－24 年度)	
		平均乗車 密度 (人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度 (人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)
西田中宿堂線(国)	天王～福井駅	2.0	267				△267
		5.1	0	5.0	0	△0.1	0
清水西田中線(県)	天王～プラント3	0.2	2,170	0.2	2,386		216
茱崎線 (国)	水仙ランド～福井駅	2.2	130				△130
		3.9	432	3.6	531	△0.3	99
織田線 (国)	織田～福井駅	1.6	508				△508
清水織田線(県)	織田～プラント3	0.3	7,726	0.2	7,912	△0.1	186
西田中宿堂線(町)	天王～宿堂	0.1	3,240	0.2	3,182	0.1	△58
西田中宿堂線(町)	天王～ハツ俣	1.8	2,088	0.9	2,281	△0.9	193
ほやほや西田中(町)	天王～プラント3		526		368		△158
ほやほや織田(町)	織田～プラント3		1,861		771		△1,090
ほやほや茱崎(町)	水仙ランド～若杉		390		676		286
合 計			19,338		18,107		△1,231

<福鉄バス>

路線名	起点～終点	平成 24 年度 (H23. 10～H24. 9)		平成 25 年度 (H24. 10～H25. 9)		比較増減 (25 年度－24 年度)	
		平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)	平均乗車 密度(人)	町補助金 (千円)
武生越前海岸線(国)	かれい崎～越前武生	5.0	2,683	4.4	3,420	△0.6	737
福浦線 (国)	かれい崎～田原町	5.0	2,413	4.6	3,204	△0.4	791
鯖浦線 (国)	かれい崎～神明	5.0	1,152	5.0	1,544	0.0	392
鯖浦線 (国)	織田～神明	2.5	7,731	2.5	8,499	0.0	768
安養寺線 (県)	越前岬～越前武生	5.0	463	5.0	673	0.0	210
合 計			14,442		17,340		2,898

※ 平均乗車密度：始点から終点まで平均して常時バスに乗車している人数

【路線バスの維持対策】

イ 高齢者の運賃補助

70歳以上の高齢者と心身障がい者が、町内区間に限り1乗車100円で乗車できるよう路線バス運賃補助券1枚につき400円を京福バスと福鉄バスに補助 (単位：千円)

補助先	平成24年度 (H23.10~H24.9)	平成25年度 (H24.10~H25.9)	比較増減 (25年度-24年度)	摘要
京福バス	249	281	32	
福鉄バス	9,866	9,801	△65	
合計	10,115	10,082	△33	

ウ 通学定期券の購入補助

高校生等の通学定期券(往復)代金1ヶ月につき1,000円を通学定期券購入の保護者に補助(平成23年4月から越前地区は加算額有) (単位：千円)

学校名	平成24年度 (H23.10~H24.9)	平成25年度 (H24.10~H25.9)	比較増減 (25年度-24年度)	摘要
丹生高校	745	466	△279	H24:29人 H25:16人
その他	2,254	2,093	△161	H24:106人 H25:108人
合計	2,999	2,559	△440	

エ 町職員のバス通勤

町職員のバス通勤のための定期券購入 (単位：千円)

項目	平成24年度 (H23.10~H24.9)	平成25年度 (H24.10~H25.9)	比較増減 (25年度-24年度)	摘要
定期券代金(a)	3,832	4,942	1,110	H24:30人、H25:27人
通勤手当(b)	1,112	1,435	323	バス通勤をしなかったとした場合に要する通勤手当
実質定期券代金 (a-b)	2,720	3,507	787	バス通勤に要した実質定期券代金

路線バスの維持対策集計

(単位：千円)

項目		平成24年度 (H23.10~H24.9)	平成25年度 (H24.10~H25.9)	比較増減 (25年度-24年度)
ア 路線バス維持 支援補助金	京福バス	19,338	18,107	△1,231
	福鉄バス	14,442	17,340	2,898
	小計	33,780	35,447	1,667
イ 高齢者の運賃補助		10,115	10,082	△33
ウ 通学定期券の購入補助		2,999	2,559	△440
エ 町職員のバス通勤		2,720	3,507	787
小計		15,834	16,148	314
合計		49,614	51,595	1,981

越前町地域内フィーダー系統確保維持計画

(平成27年度～平成29年度)

平成26年6月

福井県 越前町

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

平成26年6月 日
福井県越前町
町長 内藤 俊 三

0. 生活交通ネットワーク計画の名称	
越前町地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>越前町は市街地が分散しており、小規模な集落が田園や中山間地域に多く点在している。人口は年々減少傾向にあり、全国動向と同様に、少子高齢化が進展し、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が見込まれている。</p> <p>このような状況の中、町内の公共交通網は、福井市や鯖江市・越前市などの周辺都市部へ通じる幹線交通である路線バス（京福バス・福鉄バス）を軸に、町内をくまなく巡回するコミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は、周辺都市部への通勤・通学のみならず、交通弱者にとっては病院や商業施設などへの唯一の交通手段として機能している。また、町内を巡回するコミュニティバスや乗合タクシーは、町内温泉施設や公共施設への移動手段と同時に、幹線交通に通じる重要な支線の役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、町内を走る路線バスは、少子化やマイカーの普及による利用者の減少に伴い、年々赤字額が増加しており、赤字補填に伴う行政負担も多額なものとなっている。コミュニティバスについては、運行開始以来微増を続けていた利用者数も、21年度をピークに減少に転じた。また、一部地域においては、幹線交通とコミュニティバスとの乗り継ぎや、休日におけるバスの運休などにより、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、朝日・宮崎・織田の各地区巡回ルートに新たな運行方式を用いた路線確保・維持策を展開し、公共交通の利便性向上と地域住民の生活交通手段確保を図ることが必要である。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
平成27年度	
年間目標利用者数	朝日地区巡回ルート5, 700人、宮崎地区巡回ルート3, 100人 織田地区巡回ルート1, 700人
目標乗合率	朝日地区巡回ルート2. 7人、宮崎地区巡回ルート1. 8人 織田地区巡回ルート1. 2人
平成28年度	
年間目標利用者数	朝日地区巡回ルート5, 700人、宮崎地区巡回ルート3, 100人 織田地区巡回ルート1, 700人
目標乗合率	朝日地区巡回ルート2. 7人、宮崎地区巡回ルート1. 8人 織田地区巡回ルート1. 2人
平成29年度	
年間目標利用者数	朝日地区巡回ルート5, 700人、宮崎地区巡回ルート3, 100人 織田地区巡回ルート1, 700人
目標乗合率	朝日地区巡回ルート2. 7人、宮崎地区巡回ルート1. 8人 織田地区巡回ルート1. 2人

(2) 事業の効果
朝日・宮崎・織田地区巡回ルートを維持することにより、交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的で利便性の高い運行体系が実現できる。さらには、外出の促進による地域経済及び地域の活性化にもつながる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱による
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
8. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】					
10-2. 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金部分）に要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】					
〇〇年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
11. 協議会の開催状況と主な議論					
平成26年6月 日 ネットワーク計画について合意					
12. 利用者等の意見の反映					
町民を対象にアンケート調査を実施した。土曜日の運行や病院への乗り入れ回数の充実を求める声特に強かったため、それに重点を置く計画とした。					
13. 協議会メンバーの構成員					
関係都道府県	福井県 総合政策部 交通まちづくり課				
関係市区町村	福井県 越前町役場 まちづくり課				
交通事業者・交通施設管理者等	京福バス(株)、(社)福井県バス協会、(社)福井県タクシー協会、福井県交通運輸産業労働組合協議会、丹南土木事務所、鯖江警察署交通課				
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局				
その他協議会が必要と認める者	福井県立大学准教授、町議会議員、町身体障害者協会、利用者代表等				

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

(所属) 福井県越前町役場 まちづくり課

(氏名) 佐々木 貴久

(電話) 0778-34-8714

(e-mail) ta-sasaki@town.echizen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
福井県 越前町	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート(平日)	地域内フィー ダー	1,231.5	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、 京福バス西田中宿堂線 西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート(土 曜)	地域内フィー ダー	164.5	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、 京福バス西田中宿堂線 西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート(平日)	地域内フィー ダー	1,275.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福 浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート(土 曜)	地域内フィー ダー	130.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福 浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート(平日)	地域内フィー ダー	443.5	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福 浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート(土 曜)	地域内フィー ダー	81.5	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福 浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
合 計				3,326			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
福井県 越前町	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート(平日)	地域内フィーダー	1,241.0	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線 西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート(土曜)	地域内フィーダー	164.5	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線 西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート(平日)	地域内フィーダー	1,285.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート(土曜)	地域内フィーダー	130.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート(平日)	地域内フィーダー	447.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート(土曜)	地域内フィーダー	83.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
合 計				3,350			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
福井県 越前町	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート(平日)	地域内フィーダー	1,231.5	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線 西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート(土曜)	地域内フィーダー	168.0	①	福井鉄道鯖浦線、福浦線、京福バス西田中宿堂線 西田中バスターミナルにて乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート(平日)	地域内フィーダー	1,275.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート(土曜)	地域内フィーダー	132.5	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート(平日)	地域内フィーダー	449.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート(土曜)	地域内フィーダー	80.0	①	福井鉄道武生越前海岸線、鯖浦線、福浦線 織田バスターミナルにて、乗継ダイヤ調整	③
合 計				3,336			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。